



東大和市コミュニティ・スクールの方向性

コミュニティ・スクールとは...

学校運営協議会を設置した学校

■保護者や地域の方々が、一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的



市区町村教育委員会

- 協議会の設置
- 委員の任命
- 協議会の適正な運営を確保する措置

↓

都道府県教育委員会

- 教職員の任用
- 学校運営協議会の意見を尊重



保護者・地域住民等 (PTA、子供会、民生・児童委員、社会教育団体、文化スポーツ団体、企業等) 情報提供・協議を踏まえた支援活動

- 様々な地域との学校との協働活動 (例)
- 学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習
 - 学校に対する多様な協力活動 (登下校見守り、読み聞かせ、花壇整備等)
 - 放課後の学習や体験・交流といった多様な活動 (放課後子供教室等)
 - 教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援 (地域未来塾等)
 - 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画
 - 家庭教育支援活動 (寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり等)

- コミュニティ・スクールの成果・効果** ※一部抜粋 (「学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究 (2021.3)」2年度部科学省委託事業より)
- 【子供たちへの効果】**
 - ・安心・安全な環境が確保された。
 - ・学習意欲が高まった。
 - ・いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した。
 - 【学校への効果】**
 - ・特色ある学校づくりが進んだ。
 - ・管理職の異動があっても継続的な学校運営ができた。
 - ・教育課題の改善・充実が図られた。
 - 【地域・保護者への効果】**
 - ・学校と地域が情報を共有するようになった。
 - ・学校に対する保護者や地域の理解が深まった。
 - ・保護者・地域による学校支援活動が活発になった。

コミュニティ・スクールの意義

- ① 地域が「当事者」として学校運営に参画できる仕組み
 - 法律に基づき、学校運営の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校に任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対応な立場で、継続して学校運営に関わることができる。
- ② 学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み (プラットフォーム)
 - 学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、地域全体で解決を図る必要性
 - 学校と地域が目標を共有し、協議する仕組み = **コミュニティ・スクール**
 - 保護者や地域住民等が当事者意識を持って参画することで、**様々な取組が活性化**

学校の課題	子供の課題	地域の課題
(例) ● ICT機器の活用 → 児童・生徒の情報端末のサポートやプログラミング教育等の課題 ● 学校における働き方改革 → 学校業務の精選や教員の意識改革などに課題	(例) ● 子供の問題行動 → 不登校や非行など、学校外での問題行動等への対応に課題	(例) ● 若者の地元定着 → 子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題 ● 地域防災 → 災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物質等の整備に課題

コミュニティ・スクール(学校運営協議会)により、地域全体で解決に向けて取り組む